

令和2年度第1回鳥取県男女共同参画審議会

日 時 令和2年7月17日(金)
16時から
場 所 鳥取県庁第32会議室(第2庁舎)

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会長・副会長選任

4 諮問

5 議事

(1) 第4次鳥取県男女共同参画計画の進捗状況について

(2) 第5次鳥取県男女共同参画計画の策定について

(3) その他

資料

- 資料 1 第4次鳥取県男女共同参画計画(H28~R2年度)の4年目評価
- 資料 2 第5次鳥取県男女共同参画計画骨子(案)
- 資料 3 第5次鳥取県男女共同参画計画(第2次女性活躍推進計画)計画策定スケジュール
- 参考資料1 鳥取県男女共同参画審議会の設置について
- 参考資料2 鳥取県における男女共同参画の現状
- 参考資料3 【国】女性活躍加速のための重点方針2020

第4次鳥取県男女共同参画計画（H28～R2年度）の4年目評価

男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく計画で、男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を総合的・計画的に推進するための行動計画です。

この計画の進捗状況を鳥取県男女共同参画行政推進会議において、点検・評価し、適切な進捗管理を行うこととしています。

計画の体系

3つの基本テーマのもとに、6つの重点目標を設け、190項目（再掲除く171項目）の具体的施策により、男女共同参画の推進を図る。

基本テーマ：ア 男女が共に活躍できる環境づくり

		施策の基本的方向	
重点目標1	1 働く場における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ・男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり ・農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進 	
重点目標2	2 地域・社会活動における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・政策・方針決定過程における女性の参画の推進 ・地域活動における男女共同参画の推進 ・地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 ・防災・災害復興分野における男女共同参画の推進 	

基本テーマ：イ 安全・安心に暮らせる社会づくり

		施策の基本的方向	
重点目標3	1 生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた男女の健康の保持増進 ・妊娠・出産等に関する支援 ・健康をおびやかす問題についての対策の推進 	
重点目標4	2 誰もが安心に暮らせる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が暮らしやすい環境の整備 ・障がい者が暮らしやすい環境の整備 ・外国人が暮らしやすい環境の整備 ・ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 ・性的マイノリティに関する理解促進 	
重点目標5	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力を許さない社会づくり ・安心して相談できる体制づくり ・様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 	

基本テーマ：ウ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

		施策の基本的方向	
重点目標6	1 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 ・子どもの頃からの男女共同参画の推進 ・生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 ・男性の家庭生活・地域生活への参画促進 ・国際的視野に立った男女共同参画の推進 	

取組に対する4年目評価

取組は全体として概ね順調である。171の取組のうち、93.6%にあたる160の取組が「順調」または「おおむね順調」。

再掲を含めた190の取組を重点目標ごとに再整理すると、「働く場における女性の活躍推進」分野で取組が（やや）遅れている。

評価区分	4年目実績		ア 男女が共に活躍		イ 安全・安心に暮らせる社会			ウ 基盤づくり	
	再掲含	再掲除	重点目標1	重点目標2	重点目標3	重点目標4	重点目標5	重点目標6	
A：順調	160	47	53	11 (12)	6 (6)	4 (4)	12 (15)	11 (12)	3 (4)
B：おおむね順調	113	113	124	39 (40)	12 (12)	11 (11)	12 (18)	14 (16)	25 (27)
C：やや遅れている	11	11	13	7 (7)	2 (2)	1 (1)	—	1 (1)	0 (2)
D：遅れている	—	—	—	—	—	—	—	—	—
順調又はおおむね順調の割合	93.6%	—	—	(88.1%)	(90.0%)	(93.8%)	(100%)	(96.6%)	(93.9%)
合計	171	171	190	57 (59)	20 (20)	16 (16)	24 (33)	26 (29)	28 (33)

() は再掲を含む項目数及び割合

第4次鳥取県男女共同参画計画の4年目評価

1 取組状況【計画期間：平成28年度～令和2年度】

- ・ 4年目（令和元年度）の取組状況については全体として概ね順調
- ・ 各所管課の評価において「A」（順調）及び「B」（おおむね順調）とされた項目数の割合は全体93.6%
- ・ 重点目標ごとに再整理すると、「働く場における女性の活躍推進」分野で取組が（やや）遅れている

評価	項目数（全体171項目）	割合
A・B	160	93.6%
C	11	6.4%
D	0	0.0%

	項目数		A評価	B評価	C評価	D評価	AB評価の割合(進捗率)
		再掲含					
3つの基本テーマ(重点目標1～6)							
テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり	77	79	17(18)	51(52)	9(9)	—	(88.6%)
1 働く場における女性の活躍推進	57	59	11(12)	39(40)	7(7)	—	(88.1%)
2 地域・社会活動における女性の活躍推進	20	20	6(6)	12(12)	2(2)	—	(90.0%)
テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	66	78	27(31)	37(45)	2(2)	—	(97.4%)
3 生涯を通じた男女の健康支援	16	16	4(4)	11(11)	1(1)	—	(93.8%)
4 誰もが安心に暮らせる環境整備	24	33	12(15)	12(18)	—	—	(100.0%)
5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	26	29	11(12)	14(16)	1(1)	—	(96.6%)
テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	28	33	3(4)	25(27)	0(2)	—	(93.9%)
6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	28	33	3(4)	25(27)	0(2)	—	(93.9%)
合計(達成率)	171	190	47(53)	113(124)	11(13)	—	93.6%

※「A」（順調）、「B」（おおむね順調）、「C」（やや遅れている）、「D」（遅れている）

※（ ）は再掲を含む項目数及び割合。

第4次鳥取県男女共同参画計画 4年目の実施状況と今年度の取組

A: 順調(47項目)

【主な項目】

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
重点目標1 働く場における女性の活躍推進				
<p>行政職員における時間外勤務削減、休暇取得促進などに向けた業務改善、風通しのよい職場づくりなどを推進します。</p>	<p>働き方改革関連法の施行に伴い、県人事委員会規則を改正し、時間外命令の上限を設定。また、36協定締結所属においては労働基準法により時間外労働の上限規制が設定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により設定された時間外勤務上限の遵守のため、時間外勤務状況の情報提供や個別のヒアリング等により各部局で徹底した取組を推進。 ・休暇取得促進のため、夏季の特別休暇の取得期間を1カ月前倒し、6月～9月に拡大。 ・6月～9月を休暇取得促進月間、お盆の1週間を集中休暇期間として、年次有給休暇及び夏季休暇取得促進通知を発出するとともに、お盆の期間に一部職場を閉鎖する取組を実施。 <p>時間外命令の上限設定及び達成に向けた各部局による適切な労務管理・所属内での業務の平準化等の取組により、時間外勤務実績(総時間数、一定時間を超える時間外勤務を行った職員数、一人当たりの月平均時間数)が前年度から大きく減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合) <ul style="list-style-type: none"> R2目標 10%以内 R1実績 8.5% 策定時 12.4% ・県職員年次有給休暇(夏季休暇を含む)の1人当たり年間平均取得日数 <ul style="list-style-type: none"> R2目標 17日以上 R1実績 未確定 (H30 15.6日) 策定時 13.9日 ・県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合) <ul style="list-style-type: none"> R2目標 10%以内 R1実績 3.8% 策定時 9.1% ・教職員の年次有給休暇等(夏季休暇を含む)の1人当たり年間平均取得日数 <ul style="list-style-type: none"> R2目標 17日以上 R1実績 未確定 (H30 17.6日) 策定時 14.2日 ・警察職員の年次有給休暇等(夏季休暇を含む)1人当たり年間平均取得日数 <ul style="list-style-type: none"> R1目標 17日以上 R1実績 16.5日 策定時 7.2日 	<p>従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備。 (県庁働き方改革推進事業:1,946千円)</p>	<p>職員支援課</p>
<p>介護サービスや制度に関する情報提供や介護家族が働きやすい意識醸成及び環境改善のための企業内研修開催を支援します。</p>	<p>県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供を行うとともに、企業社員を対象に介護に関する研修会を開催した。</p> <p>情報提供 80企業 研修実施 30企業</p> <p>多くの企業に制度等の説明を行うとともに、研修会を開催することができた。</p>		<p>企業職員を対象にした「企業内研修」の開催を促進する。 (働く介護家族応援！企業内研修開催支援事業・3,200千円)</p>	<p>長寿社会課</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名、事業費)	担当課
フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革を行います。	サテライトオフィスや在宅勤務制度を検証し、対象者制限の撤廃及びパソコン増設等の環境整備を実施。また、昨年度に引き続き、6～9月を「働き方チャレンジ」期間として、制度の利活用と職員自身による働き方の見直しを働きかけ。 令和元年度のフレックスタイム利用者数は800名であり、数値目標を達成。	県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数(実人員) R2目標 年間500人以上 R1実績 年間800人 策定時 年間236人	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備。 (県庁働き方改革推進事業:1,946千円)	人事企画課、職員支援課
県は率先して、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。 (教育委員会、警察本部)	＜教育委員会＞ 管理職試験の女性受験者促進を校長会等を通して行い、女性管理職候補者が増加するよう働きかけた。 〔3つの指標の全てで目標を達成している。〕 ＜警察本部＞ 「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「ワークライフバランスの推進」の三位一体の取組を推進し、男女を問わず職員が前向きに仕事に取り組むことが出来る職場環境の構築を図った。 〔目標を前倒しで達成した。〕	公立中学校の教頭以上に占める女性割合 R2目標 25%程度 R2実績 26.4% 策定時 18.6% 公立高等学校の教頭以上に占める女性割合 R2目標 10%程度 R1実績 12.0% 策定時 9.3% 公立特別支援学校の教頭以上に占める女性割合 R2目標 40%程度 R1実績 56.5% 策定時 37.5% 全警察官に占める女性警察官の割合 R3目標 10% R1実績 10.4%		職員支援課
イクボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進します。	一人ひとりの管理職の「イクボス・ファミボス度」をさらに高めていくため、個々の管理職の取組等を発信する「イクボス・ファミボス通信」を隔月で開始。 〔管理職及び男性職員への子の出生のタイミングに合わせた休暇・休業の取得促進の取組により、男性の育児休業取得率が前年度から大きく増加した。〕	男性の育児休業取得率 県職員 R2目標 15%以上 R1実績 未確定 (知事部局 30.0%) 策定時 5.7%	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備。 (県庁働き方改革推進事業:1,946千円)	職員支援課
重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進 鳥取県の住みやすさ・働きやすさや恵まれた子育て環境、活躍の場などを活かし、老若男女を問わず多様な人材を移住者として受け入れられる地域づくりを促進します。	令和元年度上期移住者数 2,169人(速報値) (集計以来過去最高) 平成30年度の移住者数 2,157人 〔全国的に著名な移住専門誌において、『子育て世代が住みたい田舎部門』で1位、『総合部門2』位、『若者世代が住みたい田舎部門』2位を獲得する等、移住先としての鳥取市の高評価が定着している。更に、倉吉市、智頭町、岩美町、湯梨浜町が「小さなまち」総合部門でランクインし、多くの県内自治体の取組みが評価を受けている。〕		地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、結果的に移住者増に繋げる。 (とっとりとの関係人口を増やす事業・16,849千円)等	ふるさと人口政策課

具体的施策	R1年度の実施状況 【評価理由】	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進</p> <p>男女共同参画の視点を 取り入れた地域防災計 画・各種マニュアルなど の整備を行います。</p>	<p>県地域防災計画の令和2 年度修正において、女性の 視点に立った避難所運営を 実現するため、記載の充実 を図った。</p> <p>（令和2年度修正におい て、避難所運営では男女の 役割を固定的に考えないこ と、女性が積極的に避難所 運営に関われる環境を構 築することなどを記載し、対 策の強化を図った。</p>	-	<p>女性への配慮のほか、要 配慮者への配慮も含めて 避難環境の整備を行うよ う、県と市町村が共同して 取り組む。 (防災体制整備事業 10,269千円)</p>	危機管理 政策課
<p>重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援</p> <p>「子育て世代包括支援 センター(とっとり版ネウ ボラ)」を整備し、妊娠・ 出産(産前産後)・子育 てまで切れ目のない相 談支援などを行います。</p>	<p>各市町村が実施する子育 て世代包括支援センター事 業への支援を実施。</p> <p>県内全市町村に子育て世 代包括支援センターが整備 された。</p>	<p>・子育て世代包括支援セン ターの設置市町村数 R1目標 19市町村 R1実績 19市町村 策定時 4市町村 ・妊娠11週以下での妊娠の 届出率 R2目標 100% R1実績 92.0% 策定時 91.0%</p>	<p>子育て世代包括支援セン ターが実施する事業を充 実させるため、市町村を支 援する。 (とっとり版ネウボラ推進事 業:14,666千円)</p>	家庭支援 課
<p>不妊専門相談センター の設置や、不妊検査及 び不妊治療に要する経 費の一部を助成すること で、不妊治療などの支 援を行います。</p>	<p>不妊専門相談センターを継 続設置するとともに、不妊 検査及び不妊治療に要す る経費の一部を助成。</p> <p>（不妊治療のニーズは年々 増加しており、ニーズを踏 まえ制度の充実を図つ た。</p>	-	<p>不妊専門相談センターを 引き続き設置するとともに、 不妊検査及び不妊治療に 要する経費に対する助成 額を拡充し助成。 (願いに寄り添う妊娠・出産 応援事業 158,301千円)</p>	家庭支援 課
<p>重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備</p> <p>専任相談員による入居 相談対応や協力不動産 店などの登録制度によ り、住宅確保要配慮者 への支援を行います。</p>	<p>セーフティネット住宅の登録 状況及び専任相談員による 入居相談等の令和元年度 の実績、状況は次のとおり。 ・相談件数 198件 (うち入居決定133件) ・セーフティネット住宅登録 戸 787戸 ・家賃債務保証制度契約 件数 26件 ・家賃低廉化補助による助 成件数 3件</p> <p>（専任相談員による入居相 談対応の結果、67%の住 宅確保要配慮者が入居 決定に至った。 ・家賃債務保証制度26件、 家賃低廉化補助3件の 利用があり、入居決定に つながった。</p>	-	<p>住宅確保要配慮者に対す る専任相談員による入居 相談対応、セーフティネット 住宅等の登録促進、市町 村への家賃低廉化助成事 業制度創設の働きかけ及 び独自の家賃債務保証事 業による入居支援を実施 (居住支援協議会支援事 業 8,257千円) (家賃債務保証事業 1,311千円) (セーフティネット住宅家賃 低廉化等補助 1,100千 円)</p>	住まいまち づくり課

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備</p> <p>子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。</p>	<p>・市町村に対し、国の学習支援事業の対象外経費(送迎や教材費、一般世帯の子どもに係る経費)についての一部支援を県独自で実施した。</p> <p>・教育委員会・福祉部局との共同で、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会、子どもの居場所づくりの実施者等を対象に子どもの学習支援に関する研修会を実施した。</p> <p>県内全市町村で子どもの学習支援が実施されていることになった。</p>		<p>・子供の貧困対策としての学習支援について、総合的な推進を図るため、以下のとおりに取り組む。 (学習支援充実事業1,087千円)等</p>	福祉保健課
<p>重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶</p> <p>県が養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域などでの研修会に講師などとして派遣し、DV予防の啓発を推進します。</p>	<p>研修会の実施</p> <p>・学校:107回 (高校21校、中学校2校、特別支援学校3校、専門学校2校、教育委員会1回)</p> <p>・地域:3カ所</p> <p>「生徒にわかりやすい学習会」「意識付けしやすい学習会」をねらいとし、平成29年度には県独自の教材を大幅改定した。その後も毎年支援員同士で意見を出し合い細かく修正を図っている。また、試験的に中学校での開催も実施し、より早い段階で予防学習会を展開できるよう努めた。</p>	<p>過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合</p> <p>R1目標 0%</p> <p>R1実績 0.6%</p> <p>策定時 1.4%</p>	<p>・デートDV予防学習会の企画及び実施</p> <p>・連絡会及び研修会の開催</p> <p>(DV予防啓発支援員活動事業:2,005千円)</p>	福祉相談センター
<p>性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置及び支援員の確保・養成を推進します。</p>	<p>・県・関係機関・団体が連携して、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等を実施。</p> <p>・相談窓口(月・水・金:10時～16時、18時～20時、火・木:10時～16時)で、被害者からの相談を受けた。</p> <p>・支援員の研修を開催し、継続的にスキルアップを図った。</p> <p>県や関係機関・団体が構成する鳥取県性暴力被害者支援協議会において、被害者を関係団体が連携して支援した。また、支援員のスキルアップを行った。</p>	<p>性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置</p> <p>R2目標 1箇所</p> <p>R1実績 1箇所</p> <p>策定時 0箇所</p>	<p>・県・関係機関・団体が連携して、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等の実施</p> <p>・電話相談窓口(月・水・金:10時～16時、18時～20時、火・木:10時～16時)で、被害者からの相談を受ける。</p> <p>・支援員養成講座の実施(実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・16,772千円)</p>	くらしの安心推進課

具体的施策	R1年度の実施状況 【評価理由】	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪110番について広報周知します。</p>	<p>・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、平日勤務時間帯は主に女性警察官、休日等時間外は捜査当直員が対応し、24時間の相談受理体制を整備している。 (女性警察官38名、男性警察官5名を指定)。</p> <p>平成29年8月3日から、性犯罪相談電話(鳥取県:性犯罪110番)の全国共通番号「#8103(ハートさん)」が運用開始となり、既存の電話番号に加えて統一番号での電話も可能になり、広報等も実施してより一層の利用拡大を図った。</p>		<p>性犯罪110番に相談された案件を事件化するなど、県民による制度活用が認められることから、今後も県民の利用が図られるように広報周知していく。 (犯罪被害者支援事業14,000千円)</p>	<p>警察本部 捜査第一課</p>
<p>重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。</p>	<p>・子育て中の保護者を対象とした家庭教育啓発資料の配布 ・新聞広告や情報誌等による家庭教育の啓発記事の掲載。</p> <p>8月の早寝早起き朝ごはんフォーラムで家庭教育啓発グッズを配付、11月に家庭教育啓発の新聞広告を行い、1月に「小学生スタートブック」を配布等、広く県民に対し、家庭教育に関する情報を発信することができた。</p>		<p>・新聞広告・情報誌、啓発グッズ等により、家庭教育に関する様々な情報を啓発広報 (とっとりふれあい家庭教育応援事業・8,817千円)</p>	<p>社会教育課</p>

B:おおむね順調(113項目)

【主な項目】

具体的施策	R1年度の実施状況 [評価理由]	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標1 働く場における女性の活躍推進</p> <p>病児・病後児保育において、国庫補助要件を超えて職員を配置している施設又は職員配置や利用児童数が国庫補助要件に満たない施設の運営費の助成などにより、病児・病後児保育の充実を図ります。</p>	<p>これまで病児・病後児保育のいずれも利用できなかった若桜町において、病後児保育施設が開設された。</p> <p>(病児・病後児保育の利用可能地域が拡大し、空白地帯がなくなりつつある。)</p>	<p>病児・病後児保育設置か所数</p> <p>R1目標 29か所 R1実績 35か所 策定時 21か所</p>	<p>病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいよう施設的环境整備を行う。 (病児・病後児保育普及促進事業:15,324千円)</p>	<p>子育て王国課</p>
<p>女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録を促進します。</p>	<p>・女性活躍企業推進員等3名体制による企業訪問等を実施 ・登録企業数 40社 (累計245社) ・女性活躍推進に資する施設整備などへの支援により、企業の女性活躍の取組を推進した。</p> <p>(パワーアップ登録企業は着実に増加している。 ・企業において女性活躍のための企業支援補助金を活用し、女性従業員の人材育成に取り組むなど、企業における女性活躍の取組を支援することができた。)</p>	<p>輝く女性活躍パワーアップ企業登録数</p> <p>R2目標 300社 R1実績 245社 策定時 41社</p> <p>民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(10人以上)</p> <p>[係長相当職] R2目標 30%以上 R1実績 32.5% 策定時 25.4%</p> <p>[課長相当職] R2目標 20%以上 R1実績 22.7% 策定時 17.4%</p> <p>[部長相当職] R2目標 15%以上 R1実績 15.6% 策定時 12.8%</p> <p>民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合(100人以上)</p> <p>[係長相当職] R2目標 35.0%以上 R1実績 32.3% 策定時 26.1%</p> <p>[課長相当職] R2目標 20.0%以上 R1実績 21.7% 策定時 18.2%</p> <p>[部長相当職] R2目標 15.0%以上 R1実績 12.1% 策定時 13.2%</p>	<p>・女性活躍職場づくり助成金等事業補助金による企業支援 ・社会保険労務士等派遣による企業支援 ・女性活躍の先進的取組を行う女性活躍先進モデル企業と連携したセミナー開催等を通じて県内企業の女性活躍の取組を推進(企業の男女共同参画・女性活躍推進事業・5,429千円)</p>	<p>女性活躍推進課</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標1 働く場における女性の活躍推進</p> <p>県は率先して、性別を問わない能力実力主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。(知事部局)</p>	<p>特定事業主行動計画で定めた管理的地位(係長級以上)の女性職員割合32%以上を目標に、女性登用を推進した。</p> <p>(管理的地位の女性割合は年々高まっている。)</p>	<p>県係長級以上(管理的地位)に占める女性の割合 R2目標 32%程度) R1実績 33.3% 策定時 28.2%</p> <p>県課長級以上に占める女性の割合 R2目標 20%程度 R1実績 22.5% 策定時 14.6%</p> <p>県の地方公務員採用者に占める女性の割合 R2目標 50%程度 R1実績 未確定 (H30 55.6%) 策定時 54.1%</p>		<p>人事企画課</p>
<p>女性のスキルアップのためのセミナーを開催し、管理職候補者の育成や女性の意欲向上を図ります。</p>	<p>女星活躍とつとり会議と連携し、女性従業員がキャリアアップを目指し、スキルアップに資するセミナーを開催。併せてセミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施。</p> <p>(女性のキャリア形成・スキルアップを支援することができた。)</p>	<p>管理的地位に占める女性割合(10人以上の企業) R2目標 25%以上 R1実績 25.4%</p> <p>(100人以上の企業) R2目標 30%以上 R1実績 24.9%</p>	<p>女性従業員がキャリアアップを目指し、キャリアプランを描き、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施する。併せて、セミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施。 (女性リーダー育成・ロールモデル発信事業・3,987千円)</p>	<p>女性活躍推進課</p>
<p>高校生への業界説明や現場見学などにより、建設業の魅力を発信し、女性人材確保を推進します。</p>	<p>・インターンシップ研修受入企業支援事業 建設業 受入企業21社・生徒33名 測量等 受入企業 4社・生徒10名 ・鳥取県測量設計業協会ほか4団体において、広報・シンポジウム、施工現場見学会や舗装施工体験を実施するなど、建設業の魅力発信の取組を実施。(7件5団体) ・土木ツアー 外港竹内南地区貨客船ターミナル見学(参加者:約39名) ・どぼくカフェ 会場:イオン日吉津(参加者:約110名)</p> <p>(業界の女性により組織されたネットワーク団体との協調したイベントが催される等、業界内部の女性による担い手確保に向けた取組の活性化にもつながっている。)</p>	<p>建設業における女性就業者数又はその割合 R2目標 2200人/18% R1実績 1903人/14.3% 策定時 1890人/16%</p>	<p>・土木系高校生の体験学習等を受け入れた建設関係企業の受入支援 ・若者や女性に建設業に興味・関心をもってもらうためのイベント開催等を実施する企業・団体に対する支援 ・若者や女性等を幅広い層を対象に、カフェスペースで土木に関わる身近な話題を取り上げるほか、実際の土木施設に触れてもらう等、地域社会と土木のつながりを発見してもらう機会を提供 (建設産業担い手育成支援事業 3,530千円)</p>	<p>県土総務課</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 [評価理由]	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
重点目標1 働く場における女性の活躍推進				
働くことを希望する女性のためのワンストップ相談窓口を設置し、求職者と企業双方のニーズにあった職場開拓、マッチングを行い、女性の就業を支援します。	<p>県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施</p> <p>全体の求職者数3,639人のうち、女性の求職者数は2,068人と約6割を占めている。女性の求職者数2,068人に対して約50%の1,030の方が就職できた。</p>	<p>25歳から44歳までの女性の就業率</p> <p>R2目標 85%以上</p> <p>現状(H29) 84.2%</p> <p>策定(H24) 79%</p>	<p>県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施。</p> <p>(鳥取県立(鳥取・倉吉・米子・境港)ハローワーク管理運営事業 106,011千円)</p>	鳥取ハローワーク
各種ハラスメントをテーマとしたセミナーなどを開催し、職場などにおけるハラスメント予防に向け普及啓発を図ります。	<p>・みなくるでの労働相談においてハラスメントに関するものについて助言を行ったほか、ハラスメントをテーマにした社内研修に講師を派遣(社内研修全体の実績は当初予定70件を上回る73件、うちハラスメントは15件)。</p> <p>・中小企業労働相談所みなくるが主催するセミナーでハラスメント防止に関するセミナーを2テーマ、6回実施(参加者数230名)</p> <p>いづれの事業も継続的に実施し、堅調に活用されている。</p>	-	<p>・労働者向け・企業向けセミナーを開催。</p> <p>・働きやすい職場づくりのための社内研修に無料で講師を派遣。</p> <p>(労働者福祉・相談事業の一部 1,416千円)</p>	とっとり働き方改革支援センター
重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進				
地域で積極的に活動する団体等の活動を支援するなど、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進めます。	<p>地域団体が行う男女共同参画に関する講座開催に対し助成。</p> <p>(公開講座5件、研修支援講座7件、調査研究事業1件)</p>	-	<p>・地域団体に働きかけたり、より多くの参加者が集まるようなテーマや事業の方向性を示しながら、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進める。</p> <p>地域活動団体の開催する講座開催に対する助成(地域活動支援事業補助金 1,660千円)</p>	男女共同参画センター

具体的施策	R1年度の実施状況 [評価理由]	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援				
生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。	<p>・県民スポレク祭において、関西広域連合在住者が参加できる、関西シニアマスターズ大会鳥取大会を7競技開催。ワールドマスターズゲームズ2021関西(WMG2021関西)へ向けての生涯スポーツ機運醸成へ取り組んだ。</p> <p>・多忙感を抱く子育て世代が身近な地域において親子で運動やスポーツに親しめる環境づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブが親子向けの運動・スポーツ教室を開催する事業の支援を行った。</p> <p>・グラウンド・ゴルフ多世代化を狙ったスクール活動の実施(10活動実施)により、子ども世代への普及活動をすすめた。</p> <p>WMG2021関西に向けた県民の機運醸成、県民全員が参加しやすいスポレク祭、グラウンドゴルフの魅力向上の取り組みは着実に進んでいる。</p>	<p>・成人の週1回以上スポーツ実施率</p> <p>R1目標 男性68%以上 女性63%以上</p> <p>H26実績 男性57.7% 女性53.3%</p> <p>策定時 男性57.7% 女性53.3%</p>	<p>・WMG2021関西の開催準備を進め、生涯スポーツの機運を盛り上げていくため、県外の方も参加できるマスターズスポーツフェスティバルを、県民スポレク祭の一部競技で実施予定。</p> <p>・スマートスポーツ(日常生活の中で行う、スポーツと同じくらいの運動量がある行動)を推進し、スポーツイベント等で県民に向けたPRを行う。(スマートスポーツのPR事業:300千円)</p> <p>・湯梨浜町やグラウンド・ゴルフ協会と協働し、グラウンド・ゴルフの国際化、スクール活動による多世代展開など魅力化をすすめる。(グラウンド・ゴルフ聖地化推進事業;7,861千円)</p>	スポーツ課
望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	<p>鳥取県助産師会に委託し、中学・高校や専門学校等へ出前講座を実施。</p> <p>H30年度の人工妊娠中絶率は8.5で目標とする9.4を下回ったものの、20歳以上の大人に対する啓発などが引き続き必要。</p>	<p>人工妊娠中絶率</p> <p>R2目標 9.4%</p> <p>H30実績 8.5%</p> <p>策定時 10.4%</p>	<p>鳥取県助産師会に委託し、中学・高校や専門学校等へ出前講座を実施する。</p> <p>(健やかな妊娠・出産のための応援事業 10,556千円)</p>	家庭支援課
重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備				
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。	<p>・地域住民が主体となって行っている「支え愛マップづくり」を通じて、高齢者(とくに独居)及び障がい者など支援を要する者に対する避難支援の仕組みづくりや平時における見守り体制等を行う取組みに対して支援し、誰もが安全・安心して暮らすため体制の充実を図った。</p> <p>支え愛マップづくりは、地域住民が主体ではあるが、市町村や市町村社協の支援も必要であるため、一緒に取り組んでいくよう協力を求めた。</p>	-	<p>鳥取県中部地震、平成30年7月豪雨など近年発生した災害を踏まえ共助の重要性が認識されており、地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」に取り組むよう支援体制の強化を図る。</p> <p>(住民避難体制整備総合事業 23,524千円)</p>	危機管理政策課

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進などに向け、手当の支給、資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービスなど総合的に支援を行います。</p>	<p>・母子・父子自立支援員の設置</p> <p>・日常生活支援事業の実施</p> <p>・ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施</p> <p>・ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施</p> <p>・自立支援給付金事業の実施</p> <p>・ひとり親家庭学習支援事業の推進 等</p> <p>（主な補助事業である高等学校職業訓練促進継続給付金事業やひとり親家庭学習支援事業の実施状況は、概ね昨年度並みに事業を実施。）</p>	<p>—</p>	<p>ひとり親家庭の生活の安定と就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を実施するとともに、養育費の受給を促進するため専門相談・職員研修を実施。</p> <p>(ひとり親家庭生活支援事業 14,401千円)</p> <p>(ひとり親家庭自立支援事業 11,366千円)</p>	<p>家庭支援課</p>
<p>重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶</p> <p>DVなどの男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナーなどによる男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。</p>	<p>・相談・支援業務に携わる者を対象として、セクハラ・性暴力等をテーマにした講座を実施。</p> <p>・出前講座によりDVIについて自治会等に普及啓発。</p> <p>・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応:R1年度DV相談件数:15件</p> <p>（相談・支援業務に携わる者を対象とした講座には多くの参加者があり、評価も高かった。）</p>	<p>過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合</p> <p>R1目標 0.0%</p> <p>R1実績 0.6%</p> <p>策定時 1.4%</p>	<p>・相談業務に関わる者等に対して、男女共同参画の視点を踏まえて相談業務の質の向上を図るための講座を実施予定。</p> <p>・出前講座によりDVやハラスメントなどについて自治会等に普及啓発予定。</p> <p>・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応を行う。</p> <p>(男女共同参画センター費(普及啓発事業) 5,278千円)</p> <p>(男女共同参画センター費(相談事業) 2,809千円)</p>	<p>男女共同参画支援センター</p>
<p>公開講座などにより性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。</p>	<p>・性暴力被害の実態、被害者支援の必要性などについて広く知っていただき、被害者が安心して相談できる社会づくりについて考えていただくため、公開講座を開催。(6月、11月:県内各1会場)。また、ステッカー、街頭広報、SNS、テレビ、ホームページ等を活用した広報等の広報活動を実施した。</p> <p>（公開講座を開催するなどして、性暴力被害者支援について意識啓発を図った。）</p>	<p>—</p>	<p>・公開講座の実施</p> <p>・窓口広報用リーフレット、カード、ステッカーの配布(実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会)</p> <p>(性暴力被害者支援連携事業・16,772千円)</p>	<p>くらしの安心推進課</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の実施内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶</p> <p>青少年を取り巻く環境浄化など、青少年の健全育成に努めます。</p>	<p>販売事業者等への聞き取り、協力依頼 ・講演会の開催</p> <p>ペアレンタルコントロールに係る説明義務に係る販売事業者への調査・周知依頼を計画どおり実施した。平成29年度から3年間取り組んだ安心・安全インターネット川柳コンテストには、合計で5000編を越える応募があり、保護者・子どもに一定の普及啓発効果はあったと思われるが、県民の機運醸成までには至っていない。</p>		<p>・青少年及びその保護者に対し、インターネットに潜む危険性やペアレンタルコントロールの実施を含めたインターネットの適切な利用について啓発する。 ・携帯電話やゲーム機販売事業者に対し、店頭における利用客への説明義務について周知を図る。 (青少年育成推進事業費10,876千円)</p>	社会教育課
<p>重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。</p>	<p>県、市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。</p> <p>男女共同参画白書及びマップを作成し市町村等に配布するとともにHP等で公開し情報提供に務めたところ、関心が高まり、市町村の主体的な取組促進につながった。</p>		引き続き男女共同参画白書及びマップを作成し、情報を公開する。	女性活躍推進課
<p>「家庭」、「公民」、「保健体育」などの学習、特別活動などで男女共同参画に対する意識を育成します。</p>	<p><小中学校> 学習指導要領に基づき、各学校で、「家庭」、「公民」、「保健体育」、特別活動等において、男女共同参画社会や男女相互の協力について学習を深めている。</p> <p>各学校で、学習指導要領に基づき、「家庭」、「公民」、「保健体育」、特別活動等で、男女共同参画社会や男女相互の協力について学習を深めている。</p> <p><高等学校> 関係教科等で、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや、性別にとられない自分の生き方について考える学習を実施。</p> <p>全ての学校において、「家庭」、「公民」、「保健体育」等の授業で、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや、性別にとられない自分の生き方について考える学習に取り組んだ。</p>		<p>各学校で社会科や特別活動、総合的な学習の時間等を活用したキャリア教育の推進に努める。</p> <p>引き続き、関係教科等を含めた学校教育全体で男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや、性別にとられない自分の在り方・生き方について考える学習を実施。</p>	小中学校 課 高等学校 課

C: やや遅れている(11項目)

具体的施策	R1年度の実施状況 [評価理由]	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標1 働く場における女性の活躍推進</p> <p>男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催し、ワーク・ライフ・バランス及び男性の家事育児参画に関する理解促進を図ります。</p>	<p>・家事シェアセミナーの開催。 開催回数:4回 セミナー参加者数:85人</p> <p>県内企業等が開催する社内研修へ講師を派遣するなど、男性の家事・育児・介護など家庭進出について理解の促進を図ったが、令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査結果において、女性が家事や育児の多くを担う実態は依然顕著である等の課題がある。</p>	<p>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている県民の割合 R1目標 50%以上 R1実績 37.1% 策定時 28.1%</p> <p>[参考] 鳥取県の政策に関する県民意識調査(R1年度実施): ワーク・ライフ・バランスを知っている県民の割合 37.3%</p> <p>・6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 H29目標 全国平均以上 H28実績 1日当たり76分 全国1日当たり83分 策定時 1日当たり57分 全国1日当たり67分</p> <p>・男性の育児休業取得率 民間企業 H29目標 15% H30実績 5.6% 策定時 2.7%</p>	<p>・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (男女共同参画センター費の一部 752千円)</p>	<p>男女共同参画センター 女性活躍推進課</p>
<p>男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。</p>	<p>・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援 ・派遣回数:6回 セミナー参加者数:571人</p> <p>県内企業等が開催する社内研修へ講師を派遣するなど、男性の家事・育児・介護など家庭進出について理解の促進を図ったが、令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査結果において、女性が家事や育児の多くを担う実態は依然顕著である等の課題がある。</p>	<p>・男性の育児休業取得率 民間企業 H29目標 15% H29実績 5.6% 策定時 2.7%</p> <p>・6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 H29目標 全国平均以上 H28実績 1日当たり76分 全国1日当たり83分 策定時 1日当たり57分 全国1日当たり67分</p>	<p>・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣 (男女共同参画センター費の一部 500千円)</p>	<p>男女共同参画センター</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 〔評価理由〕	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標1 働く場における女性の活躍推進</p> <p>父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。</p>	<p>・国の出生時両立支援助成金制度の対象外となる企業に対して単県の奨励金で支援することにより、県内企業の男性の育児参加の促進を図った。</p> <p>（企業子宝率が1.36(H30)からR1年度は1.35に若干減少した。企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金の支援制度の認知度は広まりつつあるものの、男性育児休業得率は5.6%にとどまり、目標値との乖離が大きい。</p>	<p>・男性の育児休業取得率（民間企業） H29目標 15% H29実績 5.6% 策定時 2.7%</p> <p>・企業子宝率 R1目標 1.45 R1実績 1.35</p>	<p>・企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金による助成 (子育てしやすい企業推進事業・3,000千円)</p>	<p>子育て応援課</p>
<p>農林水産業団体役職員などを対象とした研修会を開催し、男女共同参画を含む人権意識高揚を図ります。</p>	<p>農林水産業団体の役職員を対象とした女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催した。</p> <p>〔農業協同組合における女性役員の割合が低い〕</p> <p>※農協法改正(H28.4.1施行)により、理事の過半数は認定農業者や農畜産物の販売・農協事業・法人経営に関し、実践的な能力を有する者でなければならないこととなった。当該要件に該当する女性の割合が低いことだが、女性役員の人数が伸びない一因となっていると思われる。</p>	<p>農業協同組合における女性役員数 R2目標 10% R1 実績 5.0% 策定時 6.7%</p>	<p>農林水産業団体の役職員を対象に女性問題を含む人権研修会を開催する。 (農林水産業団体人権問題啓発推進事業134千円)</p>	<p>農林水産総務課</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 [評価理由]	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名 事業費)	担当課
<p>重点目標1. 働く場における女性の活躍推進</p> <p>女性の農業委員登用に 向けて市町村や関係団 体などに意識啓発を図り ます。</p>	<p>女性の農業委員の登用に 向けて、市町村や関係団体 に呼びかけるなどの意識啓 発を行った。</p> <p>(農業委員に占める女性 の割合は横ばい)</p> <p>※H28年度より公募制とな り、女性の公募者が少な かったことから、女性割合が 32%(H27年度)から低下し たが、32%は制度改正前 の「選任委員」に占める割 合であり、農業委員全体に 占める割合ではH27(8.5%) →H29・H30・R1(12.0%)と 向上。</p>	<p>農業委員に占める女性の割 合</p> <p>R2目標 40% R1実績 12% 策定時 32%</p>	<p>女性の農業委員登用に向 けて、引き続き今後改選予 定の市町村や関係団体な どに意識啓発を図ってい く。</p>	<p>経営支援 課</p>
<p>林業女子会の立ち上げ 支援、林業関係の女性 ネットワークの構築など、 女性も林業に従事しや すい環境整備を促進し ます。</p>	<p>女性グループ「森女」の活 動を支援。</p> <p>(技術者の女性従事者数が 目標の半分程度に止まって いる。)</p>	<p>女性林業従事者(技術者) 数</p> <p>R2目標 10人 R1実績 4人 策定時 5人</p>	<p>・ネットワークの構築 (林業普及指導事業(青年 林業グループ活動支援補 助金)550千円) ・技術支援による環境整備 要望に応じて林業普及指 導担当が技術指導を実施</p>	<p>林政企画 課</p>
<p>県外での林業就業相談 において、林業体験研 修やトライアル雇用研修 などの情報提供を行うと ともに、女性の視点から の林業の魅力発信を行 うなどにより、移住・定住 者の新規林業従事者の 確保を進めます。</p>	<p>森林の仕事ガイダンス (R1.11.16)、林業体験研 修(R2.3.5~3.7)において 情報発信を行った。</p> <p>(技術者の女性従事者数が 目標の半分程度に止まって いる。)</p>	<p>女性林業従事者(技術者) 数</p> <p>R2目標 10人 R1実績 4人 策定時 5人</p>	<p>引き続き、情報発信、女性 グループの活動支援を実 施していく。 女性技術者の積極的雇用 を計画している事業体と情 報共有を図る。</p>	<p>林政企画 課</p>

具体的施策	R1年度の実施状況 【評価理由】	関連する数値目標	R2年度の実施内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進				
<p>女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会など)の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修などで消防防災への関心と意識、知識・技術などの向上を支援し、消防防災分野への女性参画を促進します。</p>	<p>・女性防火・防災連絡協議会研修会(R1.6)ほか県内各地で女性消防隊による啓発活動が実施された。</p> <p>〔女性団員数が微減した〕</p>	<p>消防団員 R2目標 女性団員数 250人 女性入団市町村数 19市町村</p> <p>R31.4実績 女性団員数 162人 女性入団市町村数 17市町村</p> <p>策定時 女性団員数158人 女性入団市町村数 18市町村</p>	<p>・女性消防団員の加入を促進するための市町村の取組に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援を行う。 (鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円)</p> <p>・県民一人ひとりによる自助及び自主防災組織等による共助の取組を推進し、県民と共に地域の安全・安心を確保するため、子育て世帯向け地域防災学習サポート事業や自主防災活動アドバイザー派遣などの取組を行う。 (防災活動推進事業・5,347千円)</p>	消防防災課
<p>自主防災組織における女性参入の促進や、防災活動への女性の参加拡大、女性消防職員の増加・活躍に向けた取組を支援します。</p>	<p>・女性の消防団員への加入や女性団員の活動を促進するための市町村の取組に対して交付金を交付した。 ・女性消防吏員の増加に向けた取り組みとして就職説明会に消防ブースを出展した。</p> <p>〔女性消防吏員の割合が低い状況となっている。ただし、昨年度、防災士研修を受講した者のうち女性が45名(全体の22%)を占めるなど、防災活動への女性の参加が進んでいる。〕</p>	<p>消防団員 R2目標 女性団員数 250人 女性入団市町村数 19市町村</p> <p>R31.4実績 女性団員数 162人 女性入団市町村数 17市町村</p> <p>策定時 女性団員数158人 女性入団市町村数 18市町村</p>	<p>・消防団は地域防災力の中核を担っているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくためには、女性をはじめ多様な方が消防団に加入できるよう、効果的な施策を展開。 (消防団支援・連絡調整事業・15,883千円)</p>	消防防災課

具体的施策	R1年度の実施状況 [評価理由]	関連する数値目標	R2年度の取組内容 (R2予算事業名・事業費)	担当課
<p>重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援</p> <p>各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診受診啓発並びにがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。</p>	<p>・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援</p> <p>・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定</p> <p>・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供</p> <p>・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要となる費用の一部を県が補助</p> <p>・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合に必要となる検診車休日割増費用の一部を支援</p> <p>(受診率促進に向けた取り組みを実施しており、受診率は上昇傾向にあるが、目標値には達していない。)</p>	<p>がん検診受診率</p> <p>H29目標 50%以上</p> <p>H30実績</p> <p>子宮がん37.5%</p> <p>乳がん32.3%</p> <p>胃がん27.3%</p> <p>肺がん29.1%</p> <p>大腸がん30.1%</p> <p>策定時</p> <p>子宮がん32.0%</p> <p>乳がん30.5%</p> <p>胃がん25.8%</p> <p>肺がん27.9%</p> <p>大腸がん30.2%</p>	<p>これまでの取組に加え令和2年度は新たに以下の事業を実施し、総合的ながん対策を引き続き推進する。</p> <p>・県内の放射線治療の診療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため、鳥大附属病院が放射線治療専門医を増員配置する経費を助成(9,050千円)</p> <p>・病院間の連携強化による医療技術の向上のため、合同カンファレンス等を実施するために必要なテレビ会議システムの導入経費を助成(2,567千円)</p> <p>・胃がんの発症リスクの低減等を図るため、市町村が胃がん対策として実施するピロリ菌等検査の検査費用を助成(6,381千円)</p>	<p>健康政策課</p>
<p>重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶</p> <p>児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応の体制を推進します。</p>	<p>・児童相談所職員等のスキルアップ研修実施。</p> <p>・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名)</p> <p>・市町村支援のための児童福祉司1名を新たに配置(倉吉児相に在駐)</p> <p>・児童虐待に精通した医師を各児童相談所へ配置</p> <p>・弁護士が定期的に児童相談所に駐在する形態による法律相談体制を構築</p> <p>・現職警察官1名を配置(中央児童相談所)</p> <p>(関係機関との連携強化により、様々な相談に対応できている。しかしながら、米子児童相談所一時保護所内において施設内虐待が発生し、非常勤職員に対する指導体制が不十分であった。)</p>		<p>児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携を強化し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応を図る。</p> <p>(児童相談所体制強化事業・16,691千円)</p>	<p>家庭支援課</p>

計画の改訂（概要）

第4次鳥取県男女共同参画計画（第4次計画）の計画期間（H28～R2）の満了に伴い、引続き、「共に認め合い、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目指し、次期男女共同参画計画（第5次計画）を作成するもの。
 これまでの取組の成果、課題、国の動きや社会情勢の変化等を踏まえた上で、本県の強みや特色を活かした鳥取県らしい男女共同参画の推進を目指し、取組を強化する。

1 第4次計画の進捗状況

第4次鳥取県男女共同参画計画では、3つの基本テーマのもとに、6つの重点目標を設け、男女共同参画社会づくりを推進した

- <成果>・子育て世代包括支援センターの設置、病児・病後児保育施設の増加等、多様な子育て支援が拡充している
- ・審議会等委員や県管理職に占める女性割合は全国トップレベルの水準を達成、維持。企業における女性活躍の場も広がってきている
- <課題>・男性の育児・家事関連時間は短く、育児休業等の取得率は低い状況にあり、男性の家事・育児や介護への参画促進に向け引続き取組を進めていく必要がある
- ・「社会通念」「職場」「地域」など様々な分野で「男性優遇」と感じている人は多く、固定的性別役割分担意識は根強く残っている

【参考：数値目標の達成状況等】

項目		策定時	現状	目標	備考
管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性比率	10人以上	18.0%（H27）	25.4%（R1）	25%以上（R2）	
	100人以上	22.5%（H27）	24.9%（R1）	30%以上（R2）	
県管理的地位（係長級以上）に占める女性割合		28.2%（H27）	33.3%（R1）	32%以上（R2）	特定事業主行動計画
県管理職（課長級以上）に占める女性割合		14.6%（H27）	20.3%（R1）	20%以上（R2）	全国1位
6歳未満の子どもを持つ世帯の育児・家事関連時間	男性	57分/日（H24）	76分/日（H28）	全国平均以上（H29）	全国平均83分
	女性	—	414分/日（H28）	—	
男性の育児休業取得率	民間企業	2.7%（H26）	5.6%（H30）	15%（H29）	
	県職員	5.7%（H26）	30.0%（R1）	15%以上（R2）	
「社会通念・慣習・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合		11.5%（H26）	11.7%（R1）	50%以上（R1）	

2 新たな課題等

- ◇DV・性暴力相談件数の増加や、SNSや携帯ゲーム機等の普及・浸透に伴う犯罪被害の多様化
- ◇不妊に悩む夫婦、不妊治療を理由に離職する者の増加
- ◇頻発する大規模災害により明らかになった、性差に配慮した避難所運営など男女共同参画の視点からの災害対応の必要性
- ◇新型コロナウイルス感染症を契機とした、家庭的責任の負担の女性への集中など平常時の社会課題の顕著化
- ◇誰一人取り残されることのない持続可能な社会づくりの必要性

3 第5次計画のポイント

- ※危機的状況下においても揺るがない男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを推進
- ※持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ取組を推進

<p>◆男性の家庭参画を肯定・評価し、応援する社会機運醸成と子どもの頃からの男女共同参画の視点に沿った学びの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の家庭責任が大きいままでは、外での女性活躍には限界があるため、職場における意識啓発や、社会全体の機運醸成等により男女が共に家事等へ参加できる環境づくりを進める ・固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に多様な選択ができるよう、理解促進のための教育機会を拡充する <p>◆人権侵害である性暴力をはじめ、男女間におけるあらゆる暴力を許さない社会環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援など、暴力を許容しない全国トップレベルの取組を進めてきた本県で、性犯罪被害が潜在化しないよう、被害者に寄り添い支援するとともに、性暴力を根絶する取組を強化する ・児童虐待事案に適切に対応するため、児童相談所の機能を強化、各関係機関との連携を強める <p>◆妊娠や出産の希望が実現できるよう、若い世代から、妊娠・出産に関する正しい理解を深める教育の支援、不妊治療支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業において中核人材が不妊治療への専念を理由に離職するケースが出てきており、キャリア形成の観点からも、不妊治療に至る前段階で、妊娠・出産に関する正しい理解を深める教育を充実させる <p>◆頻発する大規模災害に対応した、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組促進</p> <p>◆多様な性をはじめ、年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず安心・安全に暮らせる社会の構築</p>

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

鳥取県男女共同参画計画は、「女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため作成するものです。

鳥取県の強みや特色を活かした鳥取らしい男女共同参画の推進を目指し、更なる取組を推進するため、これまでの取組の成果や課題、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、「第5次鳥取県男女共同参画計画」を策定します。

2 鳥取県が目指す姿

共に認め合い、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県

女性も男性も高齢者も若者も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分の責任で持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会

3 基本理念

平成12年に策定した「鳥取県男女共同参画推進条例」の7つの基本理念を引用

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ責任を分かち合う社会

4 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく行動計画。
- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」や女性活躍推進法に基づく「鳥取県女性活躍推進計画」を踏まえた計画。
- ・「子育て王国とっとり推進指針」「鳥取県人権施策基本方針」など県の関連計画と整合性を図った計画。

5 計画の期間

令和3年度（2021年）から令和7年度（2025年）まで

6 計画の進行管理（PDCA）

施策の実施状況や数値目標の達成状況により、計画の進捗状況を点検、評価し、必要に応じて施策の見直しを行う。

7 計画の推進体制

オール鳥取県として、市町村、事業者、民間団体などと連携を強化し、一体となって取組を推進。

8 鳥取県における男女共同参画の現状と課題

- ・働く意欲のある女性や、育児をしながら働く女性が多く、全国に比べ女性管理職の割合が高い
〔女性の労働力率(15～64歳) 全国5位(73.4%) 子育て世代の女性の労働力率(25～44歳) 全国4位(84.2%)
管理的職業従事者の女性比率 全国4位(19.7%)〕
- ・県審議会等委員や県管理職に占める女性の割合は全国上位
〔県管理職に占める女性割合 全国1位(20.3%) 県審議会等委員に占める女性割合 全国3位(43.0%)〕
- ・男性の家事、育児等家庭の仕事への参画が十分とは言えない
〔男性の家事育児時間(6歳未満の子を持つ世帯) 全国31位(76分/日)
現実として家事が自分の役割についていると思う者の割合 男性4.3% 女性84.2%〕



第2章 計画の内容

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画を総合的に推進。

【基本テーマ】


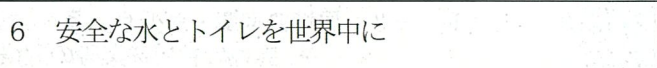

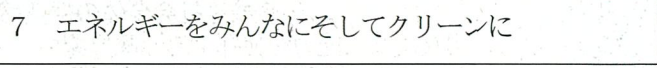

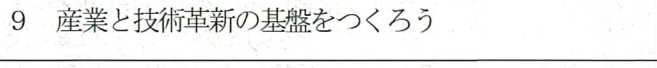

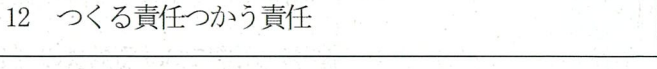

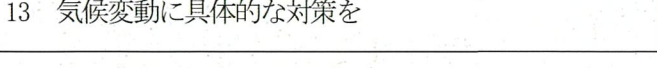

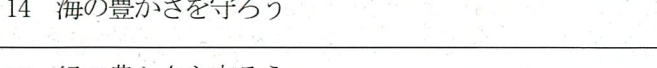

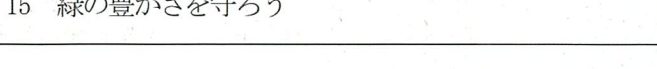



<p>【基本テーマA】 男女がともに活躍できる環境づくり</p>	<p>男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活のバランスがとれ、充実した生活を送ることができるよう、様々な分野で個人の能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。</p>
<p>【基本テーマB】 安全・安心に暮らせる社会づくり</p>	<p>人権が尊重され、誰もが生涯を通じて安全かつ安心して暮らすことができるよう、男女間での暴力根絶に向けた取組、困難な状況に直面した人々への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組、性の多様性を前提とした社会システムの構築、健康増進の取組を推進します。</p>
<p>【基本テーマC】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p>	<p>多様な生き方が選択でき、希望に応じて男女がともに働き、互いに家庭を支えあうことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着のための取組を推進します。</p>

【計画の体系】

	<p>取組の方向性 (ゴシック体が新たに盛り込む視点と特に重点的に取り組みたいもの。)</p>	<p>関係する SDGs</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">男女が共に活躍できる環境づくり</p>	<p>重点目標1 働く場における女性の活躍推進</p> <p>(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p> <p>(1) - 1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進 > 多様な働き方、新しい働き方の取組推進</p> <p>(1) - 2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実 > 介護離職の防止に向けた基盤整備、職場環境の整備 > 多様な子育て支援サービスの拡充</p> <p>(1) - 3 男性の家事・育児や介護への参画促進 > 男性の育児休業等の取得促進 > 企業や社会全体の機運醸成</p> <p>(2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり</p> <p>(2) - 1 企業における女性活躍の促進 > 女性の職域・女性管理職がいる事業所の拡大</p> <p>(2) - 2 自治体における女性活躍の促進</p> <p>(2) - 3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援</p> <p>(2) - 4 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保 > 働く場におけるハラスメント対策の強化</p> <p>(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進</p>	
	<p>重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進</p> <p>(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進</p> <p>(2) 地域活動における男女共同参画の推進</p> <p>(3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進</p>	

安心・安全に暮らせる社会づくり	重点目標3 生涯を通じた健康支援 (1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 > 妊娠・出産に関する正しい知識の普及促進 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	 
	重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備 (1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進 (2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (4) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築	     
	重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 (1) 暴力を許さない社会づくり > 性暴力を許さない環境の整備 (1) -1 DV防止及び被害者支援 (1) -2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援 (1) -3 性暴力の被害者支援 (1) -4 児童虐待の防止及び被害者支援 > 関係機関の綿密な連携を通じた機能強化 (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成	 
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成 (1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どものころからの男女共同参画の推進 > 理解促進のための教育機会の拡充 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 > 男性の育児休業等の取得促進【再掲】 > 企業や社会全体の機運醸成のための普及啓発【再掲】 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進	 

SDGsのゴール一覧

第5次鳥取県男女共同参画計画に関係する分野	その他の分野
 1 貧困をなくそう	 6 安全な水とトイレを世界中に
 2 飢餓をゼロに	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 3 すべての人に健康と福祉を	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
 4 質の高い教育をみんなに	 12 つくる責任つかう責任
 5 ジェンダー平等を実現しよう	 13 気候変動に具体的な対策を
 8 働きがいも経済成長も	 14 海の豊かさを守ろう
 10 人や国の不平等をなくそう	 15 緑の豊かさを守ろう
 11 住み続けられるまちづくりを	
 16 平和と公正をすべての人に	
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	

第5次鳥取県男女共同参画計画(第2次女性活躍推進計画)策定スケジュール

資料3

時期	第5次男女共同参画計画		第2次女性活躍推進計画		備考
	項目	項目	項目	項目	
R2 4~6月			<ul style="list-style-type: none"> ○ 女星活躍とっとり会議幹事会 ○ 女性活躍ネットワーク会議 <p>[骨子案作成]</p>		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画行政推進会議 <書面十対面(部局抽出)> <ul style="list-style-type: none"> ・骨子案に対する意見聴取 ○ 審議会(新任委員)【諮問】 <p>[諮問・骨子案に基づく内容検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村、各種団体との意見交換(～9月) <p>[素案作成]</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・[国]第5次男女共同参画計画素案公表
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画行政推進会議<書面> <ul style="list-style-type: none"> ・素案審議 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 女星活躍とっとり会議 <ul style="list-style-type: none"> ・素案に対する意見聴取 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・素案審議 				
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パブリックコメントの実施 ◆ 関係団体、市町村への意見照会 				<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会報告(パブリックコメント実施)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会(答申内容審議) ○ 男女共同参画行政推進会議(最終案確認) 				
12月					<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会報告(パブリックコメント実施結果及び答申内容) ・[国]第5次男女共同参画計画閣議決定(※12月下旬予定)
R3.1月					
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月定例県議会への提案 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 女星活躍とっとり会議(最終案承認)
3月					<p>[最終案作成]</p> <p>[第5次鳥取県男女共同参画計画(議会議決)、第2次女性活躍推進計画(知事決裁)]</p>

◆ は男女共同参画計画、女性活躍推進計画共通事項

鳥取県の男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関わっておられる方々の意見等を伺う附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会を設置しています。

＜鳥取県男女共同参画審議会＞

【根拠：鳥取県男女共同参画推進条例第32条～37条】

【委員の構成：20名以内】

- ・公募（5名）
- ・学識経験者（15名以内）
- ※男女いずれか一方が4割未満とならないこと
- ※会長（議長）は委員の互選

【任期：2年】

【役割】

- 鳥取県男女共同参画計画の策定及び進捗管理に関すること
- 男女共同参画に関する重要施策の調査審議に関すること
- その他施策の推進状況の審議に関すること

0

鳥取県男女共同参画推進条例(抜粋)

(設置)

第32条 鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第33条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第34条 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第35条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第37条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

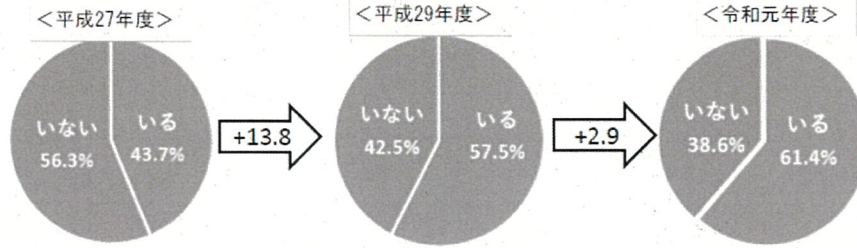
鳥取県における男女共同参画の現状

企業における女性登用

女性管理職が「いる」企業は、3年間で16.7%UP

女性管理職のいる事業所

=企業の女性管理職登用等実態調査(H27年度、H29年度、R元年度)=



【管理的地位に占める女性割合】

項目	国の状況		鳥取県			
	目標設定時 (H27年度)	目標※ (R2年度)	目標設定時 (H27年度)	目標※ (R2年度)	(H29年度)	最新値 (R1年度)
民間企業(10人以上)			19.9%	25%以上	21.9%	25.4%
<各役職段階に占める女性割合>						
係長相当職			25.4%	30%以上	28.8%	32.5%
課長相当職			17.4%	20%以上	19.3%	22.7%
部長相当職			12.8%	15%以上	12.8%	15.6%
民間企業(100人以上)			20.0%	30%以上	22.0%	24.9%
<各役職段階に占める女性割合>						
係長相当職	17.0%	25%	26.1%	35%以上	28.7%	32.3%
課長相当職	9.8%	15%	18.2%	20%以上	18.4%	21.7%
部長相当職	6.2%	10%程度	13.2%	15%以上	11.7%	12.1%

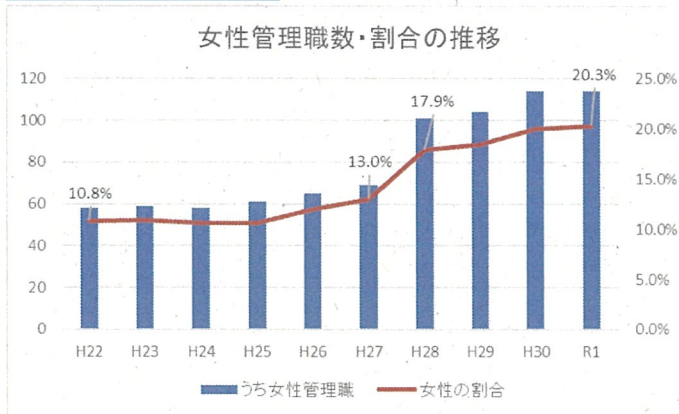
従業員10人以上の企業では、
2020年までの目標である25%を上回った

働きやすい職場づくりに取り組む企業も
順調に増加

輝く女性パワーアップ企業 245社
男女共同参画推進企業認定 817社

県管理職に占める女性の割合

県管理職女性割合の推移



都道府県の地方公務員管理職に占める女性割合

都道府県	管理職総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
鳥取県	561	114	20.3
東京都	4,291	719	16.8
岐阜県	956	139	14.5
京都府	698	93	13.3
富山県	719	95	13.2
神奈川県	1,034	131	12.7
香川県	426	53	12.4
福岡県	761	93	12.2
鳥取県	751	91	12.1
福井県	499	58	11.6

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
管理職総数	535	542	546	575	541	531	563	565	569	561
うち女性管理職	58	59	58	61	65	69	101	104	114	114
女性の割合	10.8%	10.9%	10.6%	10.6%	12.0%	13.0%	17.9%	18.4%	20.0%	20.3%
女性管理職内訳										
部局長	1	2	3	2	2	2	3	3	3	4
次長	6	8	7	9	8	9	9	9	10	10
課長	51	49	48	50	55	58	89	92	101	100
地位別職員										
課長補佐	-	-	-	-	-	195	256	259	270	276
女性の割合	-	-	-	-	-	20.4%	25.8%	28.6%	26.5%	26.9%
係長	-	-	-	-	-	579	535	545	577	613
女性の割合	-	-	-	-	-	36.1%	33.3%	33.7%	35.4%	37.4%

平成28年以降
鳥取県が1位を維持

(出所「内閣府調査」より作成)

都道府県別全国女性の参画マップ(全国比較)

審議会委員、県管理職等における女性割合は**全国トップレベル**

指標	全国順位					全国平均
	1位	2位	3位	4位	5位	
県防災会議の委員に占める女性の割合 (3位)	徳島県 48.1%	島根県 46.6%	鳥取県 43.1%	佐賀県 25.7%	神奈川県 22.8%	16.0%
県審議会等委員に占める女性の割合 (3位)	徳島県 48.9%	島根県 44.0%	鳥取県 43.0%	佐賀県 40.0%	埼玉県 38.2%	33.0%
市町村審議会委員に占める女性の割合 (3位)	福岡県 32.8%	滋賀県 32.1%	鳥取県 32.0%	神奈川県 30.9%	岡山県 30.6%	26.8%
県管理職に占める女性の割合(課長相当職以上) (1位)	鳥取県 20.3%	東京都 16.8%	岐阜県 14.5%	京都府 13.3%	富山県 13.2%	10.3%

県議会議員に占める女性の割合 11.8%(鳥取県：第13位) ※28.6%(東京都：全国1位) 全国平均10.0%
 市区議会議員に占める女性の割合 14.4%(鳥取県：第15位) ※28.1%(東京都：全国1位) 全国平均15.3%
 町村議会議員に占める女性の割合 11.4%(鳥取県：第16位) ※23.5%(神奈川県：全国1位) 全国平均10.1%
 自治会長に占める女性の割合 3.8%(鳥取県：第27位) ※15.1%(大阪府：全国1位) 全国平均5.9%

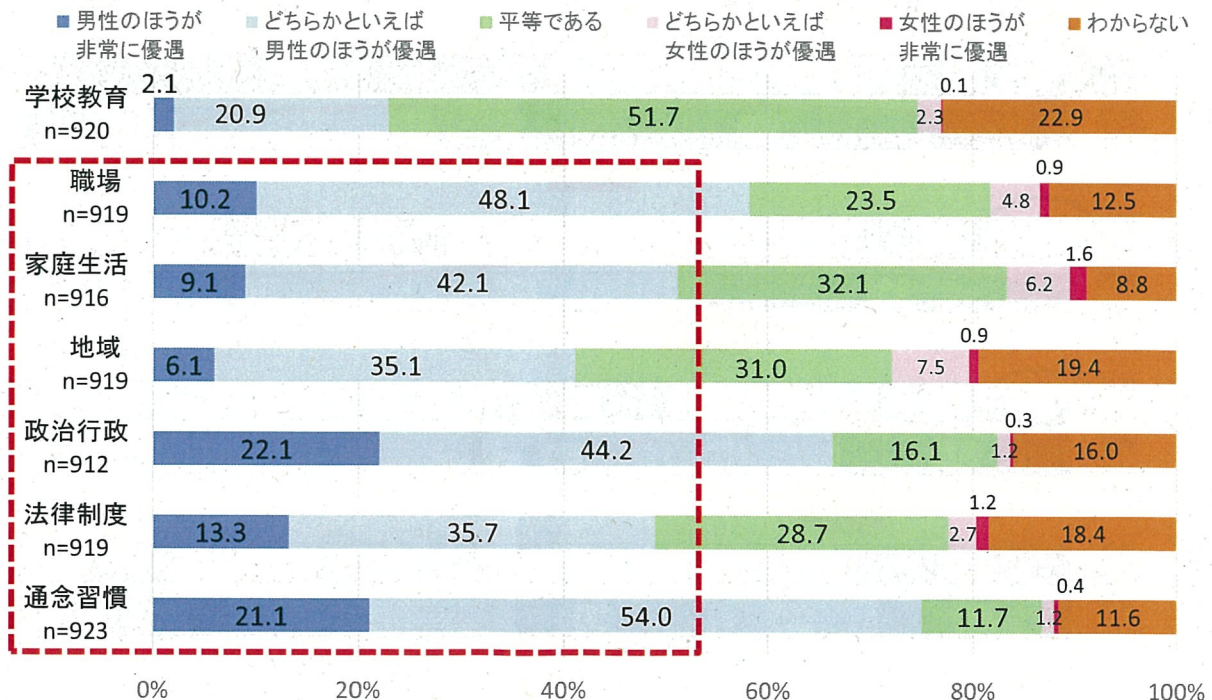
参考：内閣府男女共同参画局令和元年12月作成「全国女性の参画マップ」

5

男女の地位の平等感(県意識調査)

「学校教育」を除く「通年習慣」「政治行政」「職場」「家庭生活」等の様々な分野における男女の平等感は依然として低く「男性優遇」と感じている人が多い。

男女の地位の平等感

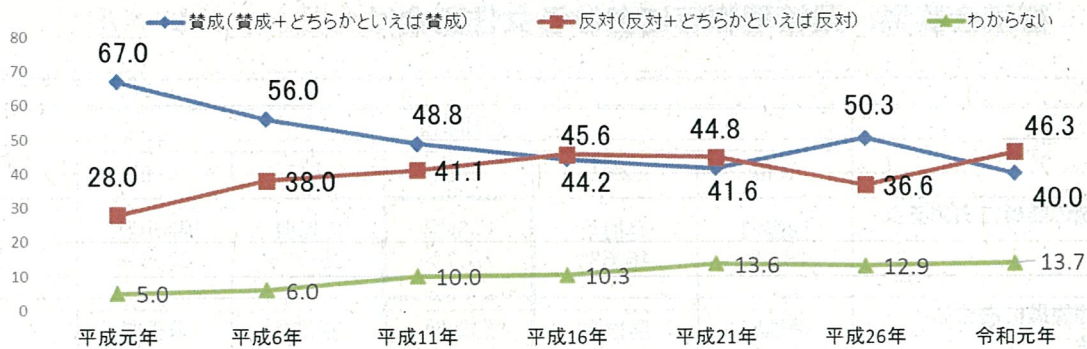


(出典)鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

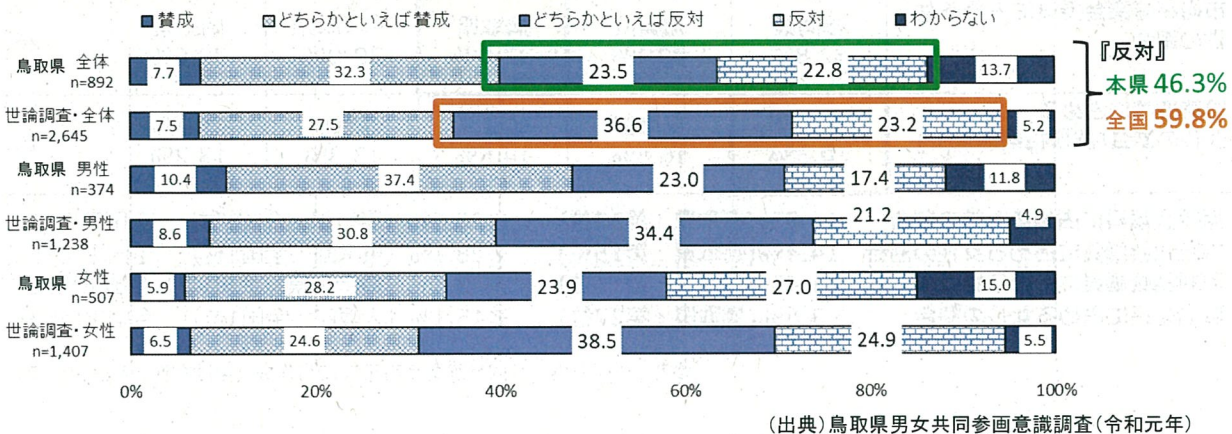
意識の変化は進んだか

「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方

◆ 男女の役割を決める考え方(過去の調査との比較・全体)

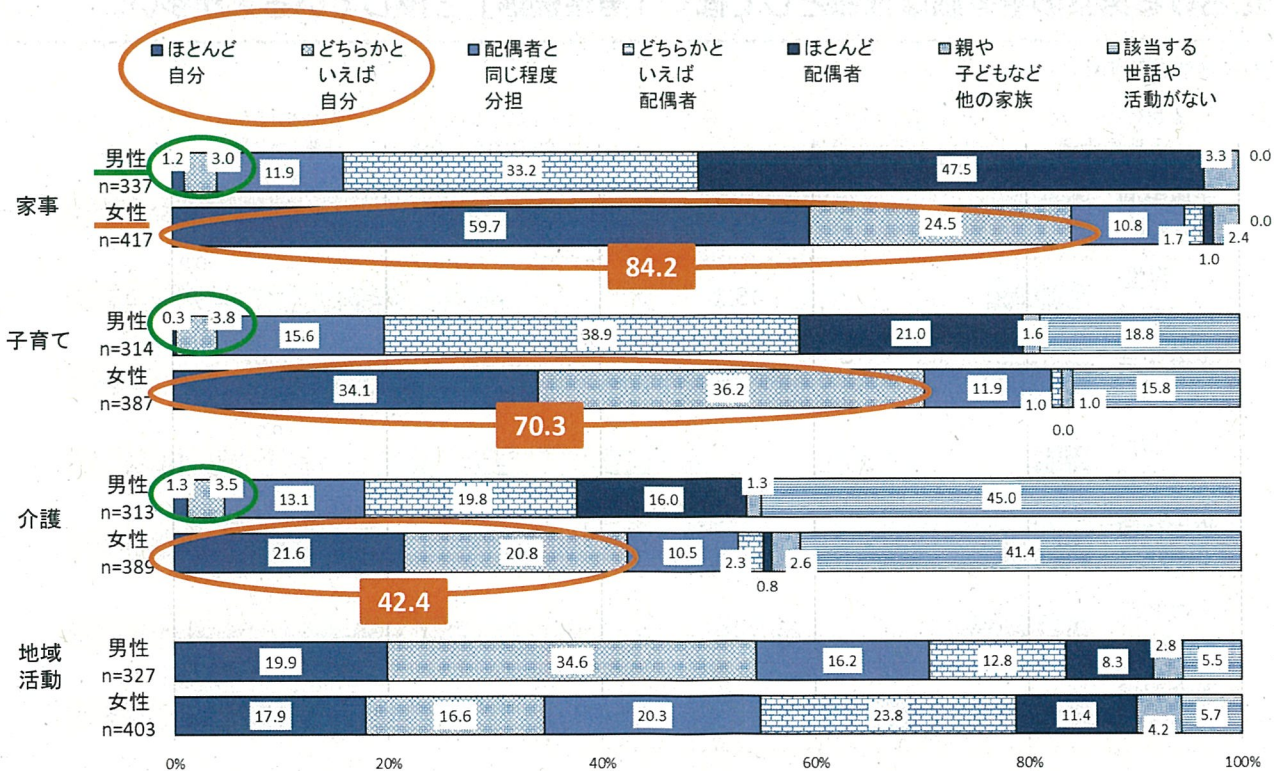


◆ 男女の役割を決める考え方(国調査との比較/全体・性別)



意識の変化は進んだか

「家庭での仕事(家事、育児、介護)は誰が担っているか」



鳥取の男性の家事・育児平均時間は・・・

83分

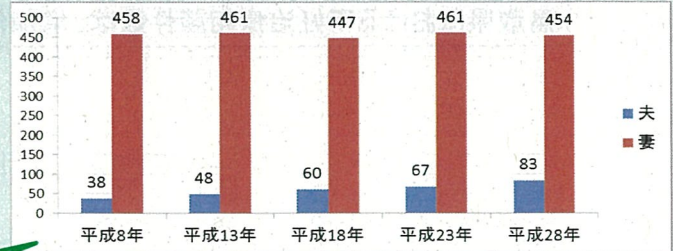
全国の男性



76分

鳥取の男性

全国の6歳未満の子供を持つ世帯の家事関連時間の推移 (単位:分)



鳥取の女性の家事・育児平均時間は
414分です

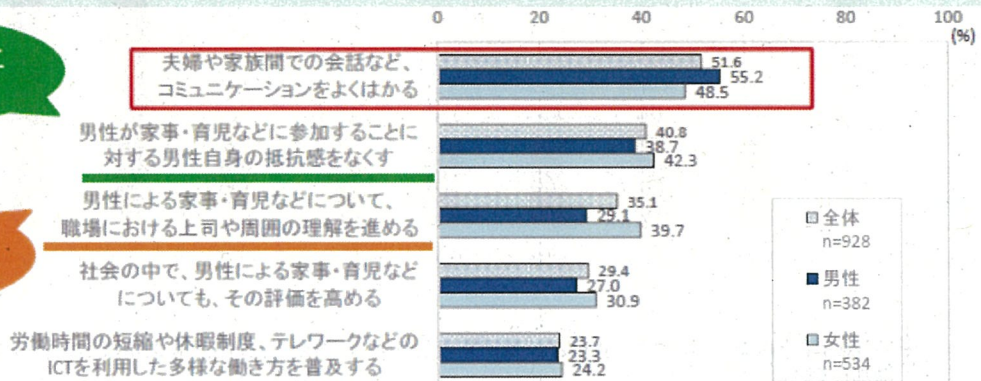
家事関連時間は男性が増加傾向にあるが、男女差は縮小しているものの、依然として大きい。

(出所)平成28年社会生活基本調査(総務省)より作成

男性が女性とともに家事等に参加するためには・・・

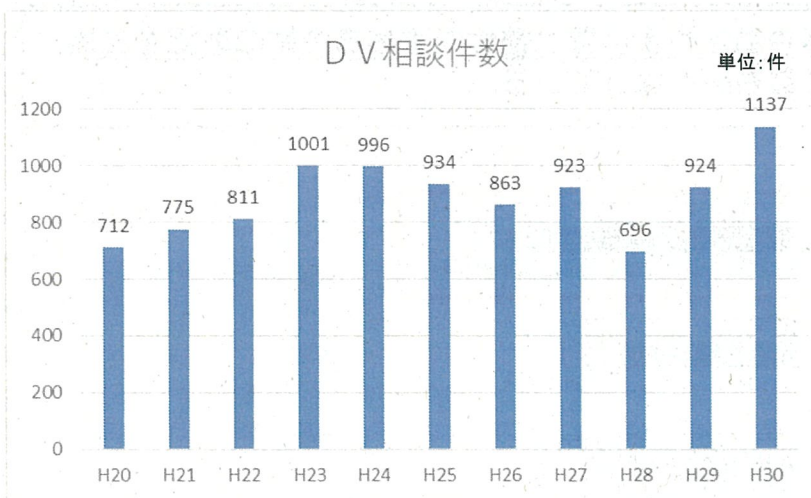
50代以上
が選択

20~40代
が選択



(出所)令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査より作成

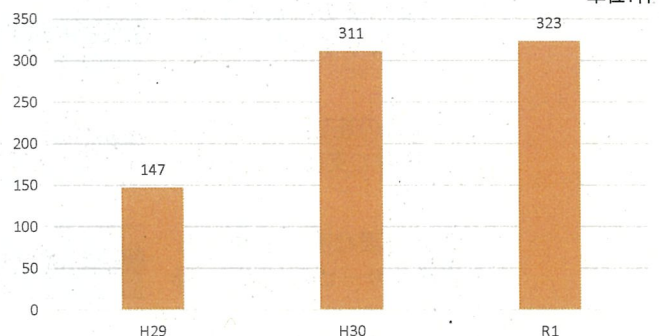
DV・性暴力相談件数の推移



DV・性暴力相談件数は
増加傾向にある

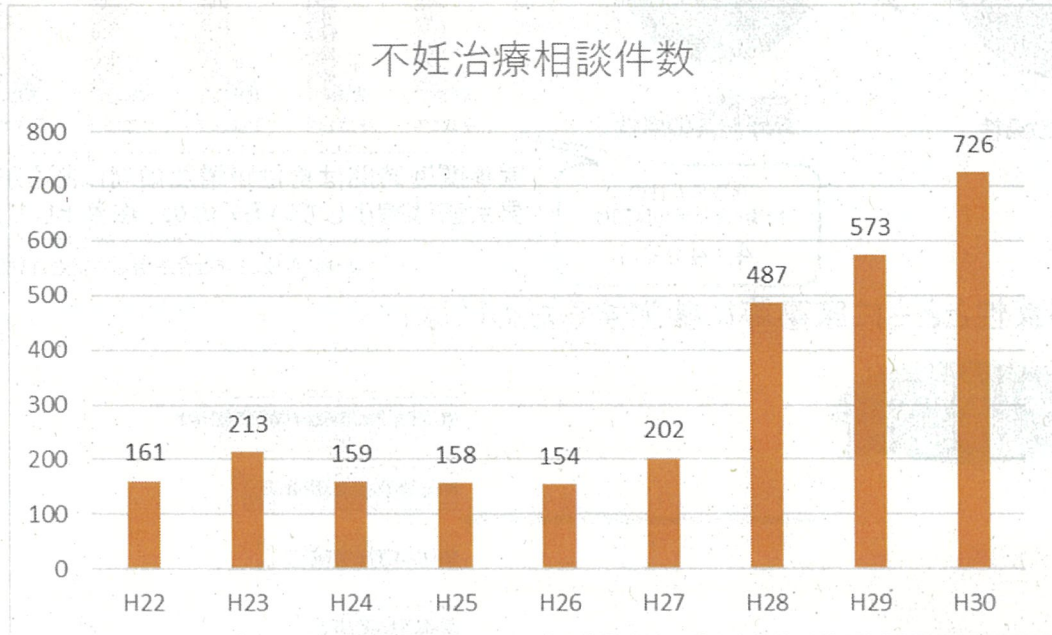
※婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び
婦人相談員設置市において取り扱った件数

性暴力被害者支援センターととりの相談件数 単位:件



不妊治療相談件数の推移

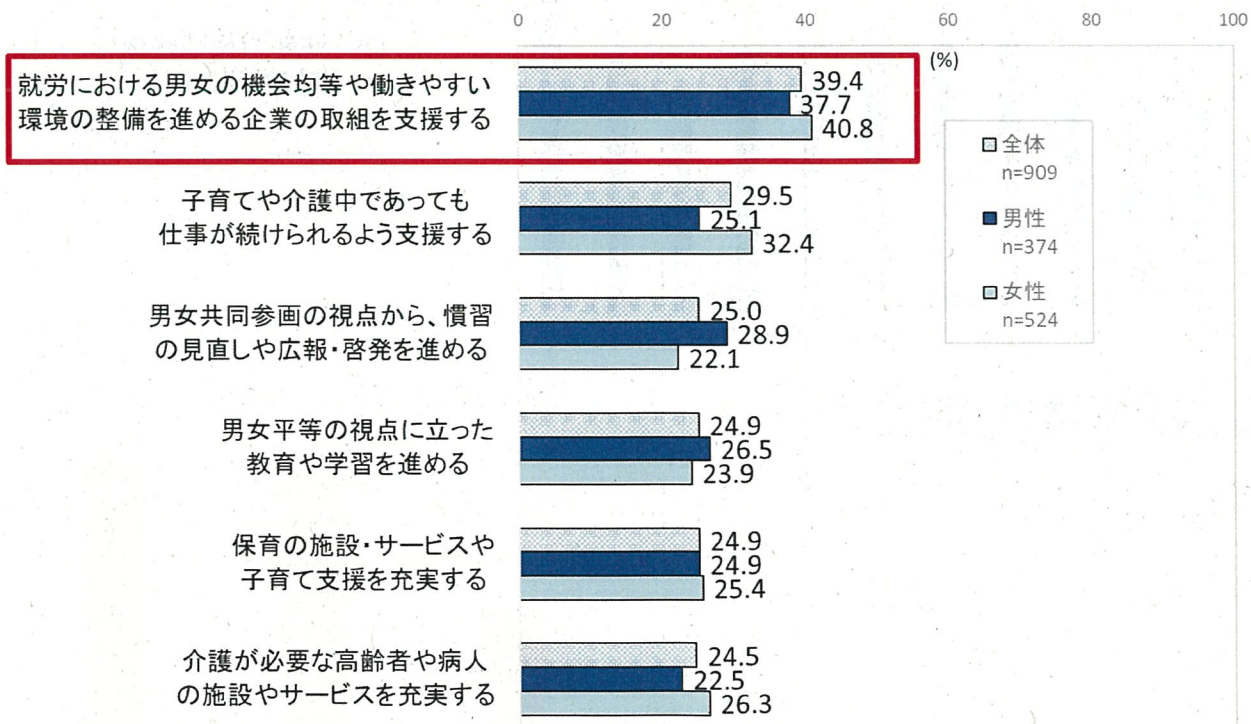
鳥取県における不妊治療相談件数は、増加傾向にある。



※平成28年度以降については、東部不妊専門相談センターに加え、西武不妊施文相談センターを設置したため相談件数が増加している

男女共同参画社会実現のために行政に求められていること

「就労における男女の機会均等や働きやすい環境整備を進める企業の取組を支援する」と答えた割合が男女とも最も高くなっている。



(出典)鳥取県男女共同参画意識調査(令和元年)

女性活躍加速のための重点方針2020

(令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

◆新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応(テレワークやオンラインの活用)

基本的な考え方

- 女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実
- 仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進
- 女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し
- あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点を反映

I 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく取組の強化(刑事法に関する検討、再犯防止、ワンストップ支援センターの強化、教育・啓発等)、DV相談プラスの実施や民間シェルター等の先進的取組の支援
- 困難を抱える女性への支援
非正規雇用労働者など困難に直面する女性への支援、ひとり親に対する支援体制の強化や就労支援、養育費の履行確保に向けた取組、予期せぬ妊娠等による若年妊婦等への相談支援、新型コロナウイルス感染症の影響の調査・分析
- 生涯を通じて女性の健康支援の強化
ライフステージに応じた健康保持の促進、妊娠・出産等に関する相談支援や不妊治療に対する支援
- スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進
女性の運動・スポーツへの参加促進に向けたコンソーシアムの設置、女子生徒が健康に運動部活動を実施するための顧問や養護教諭等との連携・協力の促進、女性アスリートのセカンドキャリア支援
- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組の更なる促進、男女共同参画センターの災害対応におけるネットワーク拡大に向けた支援

II あらゆる分野における女性の活躍

- 男性の暮らし方・意識の変革
配偶者の出産直後の時期の休業を推進する枠組みの検討など企業や国・地方公共団体における男性の育児休業等の取得促進、男性の家事・育児等への参画に向けた国民の意識の醸成
- 女性活躍に資する多様な働き方の推進
テレワークの推進、女性活躍推進法に基づく中小企業への行動計画の策定等に関する支援やプラチナえるほし認定の取得促進、職場におけるハラスメント対策、女性の学び直しや就業ニーズの実現
- 地域における女性活躍の推進
地方公共団体が行う地域の实情に応じた取組への地域女性活躍推進交付金による支援、都道府県における官民連携型のプラットフォームの設置・活用促進を通じた女性等の新規就業支援、地域特性の見える化等を通じた各地方公共団体の取組の促進
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
女性の政治参画の状況や環境整備に関する調査・情報提供、理工系女性人材の育成や女性研究者の活躍促進、登用状況の周知や情報開示の促進・コーポレートガバナンスの改善に向けた検討等を通じた企業における女性役員登用・育成の推進

III 女性活躍のための基盤整備

- 国際的な協調及び貢献等
日本の取組の充実及び国際会議における議論への参画
- 子育て・介護基盤の整備
保育人材の確保や子育てサービスの提供、「介護離職ゼロ」に向けた受け皿整備や介護休業等の定着の促進
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進
男女共同参画意識の形成を図るための学校で活用できる教育プログラムの開発、アンコンシヤス・バイアスを解消するための広報の在り方の検討やメディア業界と連携した情報発信
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討

参考：これまでの女性活躍加速のための重点方針の成果

安全・安心な暮らしの実現

- 女性の健康増進に向けた取組
- 「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」(令和元年12月)
- ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの開始(平成27年度～)
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)
- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等の刑法の一部改正(平成29年7月施行)
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設(平成29年度)
- ワンストップ支援センターを全47都道府県に設置(平成30年10月)
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化(#8103)(平成29年8月～)
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成30年6月)
- DV対応と児童虐待対応との連携強化
- 官民連携したDV被害者支援の先進的取組を推進する交付金(令和2年度)

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
 - 「子育て安心プラン」を前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿整備(「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月))及び保育人材確保に向けた処遇改善等
 - 放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分、令和5年度までに計約30万人分を整備(「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月))
- 幼児教育・保育・高等教育の無償化
 - 子ども・子育て支援法の改正(令和元年5月成立)、大学等修学支援法(令和元年5月成立)
- 介護サービスの基盤整備
 - 介護施設等の整備の補助メニューの充実(令和2年度～)
 - 介護職員の更なる処遇改善(令和元年10月～)及び多様な人材活用を図るため、高齢者など介護の未経験者の参入を促すための「入門的研修」の普及(平成30年度～)等
- 住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記が可能(令和元年11月施行)
- 乳児用液体ミルクの製造・販売が可能(平成30年8月)

あらゆる分野における女性の活躍

- <制度等>
 - 女性活躍推進法の成立(平成28年4月全面施行)、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする改正(令和2年6月、令和4年4月施行)
 - 公共調達の取組指針に基づく加算評価の取組を開始(平成28年度～)
 - 国及び独法等の平成30年度実績：金額 約1兆2,100億円、件数 約9,500件
 - 地域女性活躍推進交付金の創設・充実(平成29年度～)
 - 男女雇用機会均等法等改正(セクハラ防止対策の強化等：令和2年6月施行)
 - 働き方改革関連法(平成30年6月成立)
 - 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法の改正(平成29年10月施行)
 - 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)及び「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月)の策定・同指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
 - 高立支援等助成金(出生時面立支援コース)の創設(平成28年度～)、(再雇用者評価処遇コース)の創設(平成29年度～)
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立(平成30年5月施行)
- <事業展開>
 - テレワーク導入に向けた支援
 - 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
 - 役員候補となる女性リーダー育成のモデルプログラム策定及び研修の試行的実施(平成28年度～)
 - 学び直しの促進に向け、要件を満たしたプログラムを60時間以上学修することで、履修証明書の交付が可能(平成31年4月～)、履修証明制度での学修に対して単位授与が可能(令和元年8月～)
 - 「イクメンプロジェクト」「さんきゅらパパプロジェクト」「おとう飯”始めよう”キャンペーンなどにより、男性の家事・育児等の参画促進
 - 理工系女子応援ネットワークの構築(令和2年3月：197団体)
 - 夏のリコチャレ(令和元年度実績：100団体179イベント実施、約36,000名参加)
 - WAW！(国際女性会議)の開催(平成26年～、5回開催)